

平成25年第6回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成25年12月6日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 閉 会	平成25年12月13日 午前9時 平成25年12月13日 午前9時43分			議長 武富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 戊	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	5 番	池 田 和 幸	6 番	吉 岡 隆 幸	7 番	土 淵 茂 勝
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川久保 義 文	○
	総務企画課長	相 原 守	○	教 育 課 長	小 林 孝	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	田 中 盛 方	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こども応援課長	鶴 崎 智 子	○
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成25年12月13日

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 議案第55号 江北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第56号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第57号 江北町公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第58号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第59号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第60号 江北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第61号 江北町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第62号 江北町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江北町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第63号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第64号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第65号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第66号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第67号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

午前9時 開議

○武富 久議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年第6回江北町議会定例会会期8日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっております。

日程第1 委員長報告

○武富 久議長

日程第1. 委員長報告を議題といたします。

会期5日目に各委員会に付託しました議件に関し、各委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長古賀成君。

○古賀 成総務常任委員長

皆さんおはようございます。総務常任委員長報告をいたします。

今期12月議会定例会会期5日目の12月10日、私たち総務常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第55号 江北町税条例の一部を改正する条例について、議案第56号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第62号 江北町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江北町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例について、議案第63号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第5号)の歳入全部と歳出のうち款2. 総務費、款3. 民生費、款4. 衛生費、款10. 教育費、議案第64号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第65号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

以上の付託事件について、12月11日、12日の2日間、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第55号、議案第56号、議案第64号、議案第65号については賛成多数、その他の議案は全員賛成であり、よって、付託事件全て可決すべきものと決しました。

ただ、この中で、委員長として一言申し述べておきます。

議案第55号 江北町税条例の一部を改正する条例については賛成多数でしたが、厳しい注文がなされました。

慎重審査なる質疑応答を経たものですが、1、予算の範囲でできる、2、不要不急ではない、3、町民の理解が得られないとの平行線で、なかなか妥協がありませんでした。

そこで、委員長としては増税ラッシュの折でもあり、町民の理解が得られるよう、理解が深まるよう、執行部はさらなる努力をしていただきたいということを注文しておきます。

次に、増収となった財源の使い道についてですが、全委員から厳しい注文が付きましてということをお願いしておきます。

それは、具体的にはこれからだとは思いますが、上小田防災広場の整備とあるが、町内全

域を捉えた自主防災組織の充実、強化が重要であるとの全委員の声でありました。これもしっかりと執行部に注文をつけておきますということをお願いということでもございました。

なお、12日には、高橋自然公園パークゴルフ場の現地視察研修を行いました。

本件は、現地視察については井上議員の一般質問によるものです。その中で、鳴江公園を有効に利用できないか、切なる提案で、これは町民の健康のためにパークゴルフ場をつくったらどうかという井上議員の強い思いが我々総務常任委員を動かし、現地視察となったものであります。「百聞は一見にしかず」と言いますが、行ってみまして、委員全部、本当に素晴らしいパークゴルフ場だと感心いたしまして帰ってきたところでありました。井上議員の強い思いが私もわかりました。場所は、武雄市高橋にある国交省地方建設局、武雄工事事務所所管の高橋排水機場のそばにある武雄パークゴルフ場でもございました。ここに素晴らしい資料がありますが、これは議員の控室に置いておきますので、後で見たいと思います。

武雄パークゴルフ協会、国交省の御協力により現地視察ができました。素晴らしい説明を受け、素晴らしいところでした。特に私は素晴らしいパークゴルフ場だったと。なぜなら、パークゴルフ協会議員の皆さんの目の前で、私は3回目にホールインワンをしたからです。うれしくてきょうも晴れ晴れとしておりますが、昔ゴルフをしていたときの昔の腕がよみがえったのかなと、そういう感じをしております。これは言わないでおこうと思っておりましたが、井上議員が、それは報告しなきゃならんと、そういうことでございましたので、触れておきます。

町民が自由に触れ合う場所として、スポーツ宣言の町として、健全育成、資質の向上、これは私は立派にできるものじゃないかと、特にスポーツ宣言の町でもございますので、私はそういうふうに感じました。私は地域の老人クラブの会長を長年しておりますが、老人クラブのグラウンドゴルフも今400名弱の希望者がおって、小学校のグラウンドでは1日でさばき切れないということで、町老連の幹部の人たちは非常に頭を悩ませておられます。こういうときに鳴江公園が利用できればなど。非常に老人クラブの役員の皆さんは喜ぶんじゃないかと、そういう気がいたしております。

問題は、鳴江公園に技術的につくれるかどうかであります。私は技術的なことはわかりませんが、元建設課長の井上議員の提案でもございますので、私は町長がやる気があれば、町長がやる気があるかどうか、そこにかかってくるのではないかと考えておりますが、井上議員

は、町長がやる気があればできると、そう私にアドバイスをしてくれました。町長のやる気を期待して、総務常任委員長の報告を終わりといたします。

終わります。

○武富 久議長

続きまして、産業常任委員長池田和幸君。

○池田和幸産業常任委員長

おはようございます。それでは、委員長報告をいたします。

今期12月議会定例会会期5日目の12月10日、私たち産業常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第57号 江北町公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第58号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、議案第59号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案第60号 江北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号 江北町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について、議案第63号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第5号）、款8. 土木費、議案第66号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第67号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

以上の付託事件について、12月11日、12日の2日間にわたり、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、12月12日には、羽佐間水道地区整備について現場を視察しました。この整備の目的は、国営筑後川下流土地改良佐賀西部地区、佐賀西部導水路事業における条件整備として、羽佐間水道に係る附帯施設を県営事業に、また、牛津川にある頭首工も更新期に当たるため整備するものであります。

事業名は、1、農業競争力基盤整備事業で概算総事業費は9,900万円、2、農業用河川工作物応急対策で概算総事業費は3億円が予定されています。

自然災害に対応するためにも、平成26年からの予定工期として整備していく事業であります。

以上、委員長報告を終わります。

○武富 久議長

各委員長の審査報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

日程第2 議案第55号

○武富 久議長

日程第2. 議案第55号 江北町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

おはようございます。土淵茂勝です。江北町税条例の一部を改正する条例案に反対の意見を述べます。

この条例案は、町民税均等割を500円、平成26年度から平成35年の10年間にわたって引き上げるものです。その対象人員を4,450人、年間225万円、10年間で2,250万円と見込んでおります。この改定の根拠は、平成23年12月2日に国によって公布された東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律によるものです。この法律によって町の税条例改定をするかどうかは、各自治体の裁量に委ねられています。

昨年、平成24年1月20日の議員例会の折、江北町では、防災無線を初め整備は進んでおり、あえて町民税を引き上げる必要はないとして、改定は議会に提案されませんでした。それが今回提出されたのは、佐賀県内で、江北町、白石町、太良町だけが改定されていないということが動機となっておりますが、それぞれの自治体で防災のための施策に違いがあり、進んだところ、おくれたところがあって不思議はありません。だからこそ法は各自治体の裁量に委ねたわけではないでしょうか。

町民の所得状況は1年前と比べても改善をしておりません。ガソリンなどの価格も高どまりし、来年度からは消費税の8%へのアップ、再来年は現在の2倍の10%への引き上げと、負担増が町民生活を直撃していきます。

さらに、江北町では、国保税の10%値上げが来年度、平成26年4月1日からの実施として今議会に提案をされております。こういう中で、町民への負担を加重していく税率アップは許されないことではないでしょうか。この増税となった財源を、上小田防災広場の整備、各区で組織されている自主防災組織の活動に貢献できる設備の充実、強化を図るために充当すると提案されておりますが、町民の間からも、また議会でも、その必要性、緊急性が求められているものではありません。後づけの理由によって町民の血税とも言える住民税を、それも一人一人に係る均等割を500円引き上げることなどあってはなりません。

以上の理由で、この税条例改正案を否決することが議会のとるべき態度であることを述べ、反対討論といたします。

○武富 久議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。3番井上君。

○井上敏文議員

議案第55号 江北町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今回提案されました条例の改正については、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が公布されたことに伴い改正するものであります。

今回の改正については、平成26年度から10年間に限って町民税500円を加算し、1年間で222万5千円、10年間で2,225万円の町の増収となり、この財源の活用としては、平成27年度までに町内各地の防災・減災事業に充当するものであります。

現在、国においては、東日本大震災の復興に全力を挙げて取り組んでおり、この震災を教訓として、地方においてもいつ起きるかわからない災害に備えるため、地方公共団体はこの財源を活用して防災・減災に取り組み、町民が安全で安心して暮らせる町をつくっていくことを目的としております。

この財源の具体的な活用としては、町民に税の負担をしてもらう以上、ある地区に限定するのではなく、町内に広く行き渡るように地域の防災力を高めるための自主防災組織等に貢献できる設備の充実を図る施策が求められております。

町民の生命と財産を守ることは町の責務であり、この財源を活用して地域の防災意識を高め、また、自主防災組織等の防災設備の充実強化を図ることにより今回の条例改正は地域に十分貢献できるものと確信をしております。

以上により、本議会に提案されました議案第55号 江北町税条例の一部を改正する条例について、賛成討論とさせていただきます。

○武富 久議長

ほかに討論の方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第55号 江北町税条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第3 議案第56号

○武富 久議長

日程第3. 議案第56号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に反対の意見を述べます。

この条例案は、国民健康保険税を、来年、平成26年4月1日から10%引き上げるといものです。1世帯当たり、平等割を年間7,400円アップして4万9,100円に、1人当たり均等割を年間7,400円アップして4万3,100円に、所得に係る保険税を14.24%から14.32%それぞれ引き上げることになります。

国民健康保険の加入者は、農家や商店、パートなど、非正規勤労者、失業中の方や年金生活者など、所得が少ない方々がほとんどで、国保税は最も負担の重い税金となっております。国保加入者の50%が年間82万円以下の所得、70%が年間155万5千円以下の所得という中で、厳しい生活をされております。保険税が高くて払いが滞る人、払えない人がふえており、十分な医療を受けられない状況もあります。そのあらわれが、短期保険証、資格証明書等の発

行や差し押さえ件数の増加になっているのではないのでしょうか。町民が直面している生活状況、営業状況は厳しいものがあります。交通に欠かせないガソリンの高どまり、年金額の削減、介護サービスの縮小、消費税の5%から8%、10%への大幅な値上げ、それに伴う公共料金の引き上げが相次いでおります。それに加えて国保税の引き上げは、保険税を払えない人がさらにふえ、町民の健康を脅かすのではないのでしょうか。

国民皆保険の重要なとりでとして、国民健康保険はその役割を担っております。全ての町民はいずれ国保に加入することになります。国民健康保険法の目的は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると述べています。国保会計が赤字になったからということで、その負担を国保加入者だけに求めることは、この法の目的からしても許されないことです。町も、事業者責任者として一般財源からの繰り入れを行い、経営赤字の解消に努めるべきです。

今回の保険税10%引き上げで増収となる金額は年間2,300万円の見込みとなっており、財政調整基金7,900万円の一部を使えば十分補うことができます。また、医療費の増加の要因となっている病気の重症化をなくすための健診、特定健診の目標を50%以上に掲げ、早期発見、早期治療を実現すべきではないのでしょうか。

国民健康保険事業は、国保税の引き上げや県一本化では根本的な解決にはなりません。皆保険のかなめである国保事業に国が責任を持つこと、国の医療負担を大幅にふやすことなしには解決することはできません。

以上の理由で国保税の引き上げはやめて、赤字分は一般会計から繰り入れるよう求めて、反対討論といたします。

○武富 久議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。9番西原君。

○西原好文議員

議案第56号 江北町国民健康税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、いざというとき安心して医療を受けることができるように、加入者の皆さんが税金を出し合い、みんなで助け合う制度であります。

町では、平成18年度に税率を引き上げる改正を行いました。税率改正以降、実質単年度収支が、平均すると毎年1,000万円の赤字となっております。

また、近年の医療の高度化などによる保険給付費の増加と前年度からの繰越金や支払準備基金残高が減少し、平成25年度収支では赤字決算となる可能性が高く、このままでは国保事業の運営に支障を来しております。

引き続き、国民健康保険事業の安定かつ持続可能な健全運営を図るためには平成26年度からの税率改正を行うことはやむを得ないとして、本議案に賛成するものであります。

以上です。

○武富 久議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第56号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第57号

○武富 久議長

日程第4. 議案第57号 江北町公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第57号 江北町公共下水道事業分担金徴収条例の一部

を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第58号

○武富 久議長

日程第5. 議案第58号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、反対の意見を述べます。

この条例の改定は、平成26年4月より消費税率を8%に引き上げることに伴い、使用料と手数料を引き上げるものであります。

提案理由として、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の改定に伴い、し尿処理手数料を改めるため、この条例の一部を改正するとなっております。

大幅な消費税率のアップは町民に多大な負担を強いるもので、所得のない赤ちゃんから所得の少ない高齢者までかかる不公平な税制改革です。その結果、町民の生活を脅かし、長引く不況から地域経済の回復をさらに困難にするものです。消費税率アップで社会保障の安定財源の確保を図ると述べておりますが、3%値上げ分で生まれるおよそ8兆円の消費税収入のうち、5兆円規模を経済対策に使い、1兆円は法人税減税などの企業減税に回すとされております。社会保障充実という本来の目的から大きく逸脱してきているのが実態ではないでしょうか。

財務省の諮問機関である財政制度審議会の財政制度分科会が11月29日発表した、2014年、平成26年度の予算編成への建議で、消費税増税するから社会保障を抑制する必要があると言いつつ出しているところにも消費税増税が社会保障の安定財源の確保を図るものでないことがはっきりしてきました。それどころか、江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する案に示されているように、使用料、手数料の住民負担を押しつけることになっております。

同じように、議案第59号の公共下水道条例の一部改正案、議案第60号の農業排水に係る条

例の一部改正案、議案第61号の浄化槽に係る条例の一部を改正する条例案に以上述べた理由で反対をいたします。

○武富 久議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。6番吉岡君。

○吉岡隆幸議員

ただいまの反対討論に対する賛成討論を行います。

議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、この4議案に対しては、今回の条例改正、消費税法の税率改正に伴うものであるためにやむを得ないものとして、この議案に賛成するものでございます。

以上です。

○武富 久議長

ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第58号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第6 議案第59号

○武富 久議長

日程第6. 議案第59号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第59号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第7 議案第60号

○武富 久議長

日程第7. 議案第60号 江北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第60号 江北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第8 議案第61号

○武富 久議長

日程第8. 議案第61号 江北町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第61号 江北町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第9 議案第62号

○武富 久議長

日程第9. 議案第62号 江北町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江北町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第62号 江北町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江北町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第10 議案第63号

○武富 久議長

日程第10. 議案第63号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第63号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第5号）は、原案どおり可決と決しました。

日程第11 議案第64号

○武富 久議長

日程第11. 議案第64号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第64号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決と決しました。

日程第12 議案第65号

○武富 久議長

日程第12. 議案第65号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第65号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決と決しました。

日程第13 議案第66号

○武富 久議長

日程第13. 議案第66号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第66号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決と決しました。

日程第14 議案第67号

○武富 久議長

日程第14. 議案第67号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第67号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決と決しました。

皆さんに報告いたします。陳情書等が提出されております。内容については、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

これをもって本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成25年第6回江北町議会定例会は閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、平成25年第6回江北町議会定例会は閉会いたします。

午前9時43分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

局 長

書 記